

改訂案に係る意見募集（パブリックコメント）及び各府省等意見照会の概要

1. 実施期間及び寄せられた御意見の件数

- 意見募集（パブリックコメント）：令和7年7月17日～令和7年8月21日（2件）
- 各府省等意見照会：令和7年7月17日～令和7年7月31日（56件）

※ 意見募集として提出のあった御意見のうち、今回の意見募集とは直接関係しないもの（1件）は除いている。

2. 意見等及び意見等に対する回答（考え方）（概要）

- 損益均衡に関する会計処理の改訂については、適用時期を令和7事業年度とした場合、自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金を取り崩さないこととする改訂に伴い、現行の独法会計基準の下で策定された令和7事業年度（進行中）の年度計画等を修正する必要性が生じ得ることや、今後関係機関における手続を経た上で、今般の改訂が反映された「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（以下「Q&A」という。）の内容を各法人が認知できる時期について、それが令和8年1月以降（令和7事業年度の終了間際）となる場合も考えられることを踏まえ（その場合、各法人は、令和7事業年度の終了間際に会計基準及びQ&Aの最終的な変更結果を認知し、それを令和7事業年度の財務諸表に反映する必要がある）、円滑な業務運営を確保する観点から、その適用時期を「令和8事業年度」に修正する。

No.	意見等（概要） 注：適用時期修正前の改訂案に対するもの	意見等に対する回答（考え方）（概要）
1	勘定科目の名称変更に関する意見【10件】 ・ 負債科目の名称に「収益」という言葉を用いていること、名称変更に伴い継続性が確保されなくなる等から名称変更に反対する意見 ・ システム改修や規程改正等を踏まえ令和8事業年度からの適用（適用時期の後ろ倒し）を求める意見	・ 独立行政法人の会計においては、損益均衡を確保する観点の下で、業務の達成をもって「運営費交付金収益」を計上する等の考え方が採用されています。このため、未達成の業務に対応する受領済みの運営費交付金については、「運営費交付金債務」や「資産見返負債」といった負債として計上した上で、業務の達成をもってこれらの負債から収益に振り替える会計処理が採用されています。 今般の改訂では、損益均衡を確保するために置かれている独立行政法人に固有の勘定科目（「資産見返負債」）について、財務情報の利用者の分かり易さを確保する観点から、よりその機能（業務が達成される段階まで収益の計上を繰り延べる機能）を表す名称（「繰延収益」）に変更することとしています。

No.	意見等（概要） 注：適用時期修正前の改訂案に対するもの	意見等に対する回答（考え方）（概要）
1	（続き） 「資産見返負債」（名称変更後は「繰延収益」）を計上することができる「重要性が認められる棚卸資産」の範囲に関する質問 「資産見返負債」（名称変更後は「繰延収益」）を計上することができる取引の拡大を求める意見	今般の改訂は、「資産見返●●」（●●：財源の名称）の計上が認められていた取引について、「資産見返●●」の名称を「繰延●●（資産）」に変更するものであり、資産見返負債の計上範囲や「重要性が認められる棚卸資産」の取扱いに変更を加えるものではありません。
2	自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金を取り崩さないこととする改訂に関する意見【23 件】 - 対象となる取引（費用）について損益が均衡しなくなることを踏まえ、改訂に反対する意見 - 国の政策に係る受託事業について、運営費交付金等を財源とする取引と同様に損益均衡を図ることを求める意見 - 適用時期を柔軟に設定できるようにすることや、次期中期目標等期間からの適用を求める意見 - 既に経過年度に減価償却費に見合う金額を取り崩し済みであり、未償却残高が存在する場合、令和 7 事業年度から適用する（取り崩さないこととする）こととしてよいかを確認する質問 - 改訂の影響により損失が生じた場合に、（損益計算の過程ではなく）損失処理の過程において、前中期目標等期間繰越積立金を減額して整理することとしてよいかを確認する質問 - 取り崩さないこととなる（減額されない）前中期目標等期間繰越積立金の管理に関する質問 - 前中期目標等期間繰越積立金を取り崩さないことに伴う損失を注記することの可否に関する質問	- 自己収入から生じた前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額については、損益均衡を図る対象とはならず、本来はその取崩額を当期純利益に加算する必要性はないものと考えられます。今回の改訂によって、独立行政法人通則法第 44 条に規定される利益が法人の活動成果を適切に表すものになるものと考えています。 - 適用時期については、独立行政法人通則法第 44 条に規定される利益が法人の活動成果を適切に表すものとなるよう、令和 8 事業年度からの適用を予定しています。 - 今後、必要な事項について「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（以下「Q & A」という。）において一定の考え方を示すことを予定しており、各法人において実態に応じて適切に御判断いただくことを想定しています。

No.	意見等（概要） 注：適用時期修正前の改訂案に対するもの	意見等に対する回答（考え方）（概要）
2	（続き） ・ 本改訂が行政執行法人に適用されるか否かを確認する質問 ・ 通知で定めている「前中期目標等期間繰越積立金として繰り越すことができる積立金」の範囲に関する質問	・ 今般の改訂については、行政執行法人においても適用いただくことを想定しています。 ・ 「次期中期目標期間への積立金の繰越について」（平成 26 年 6 月 27 日総務省行政管理局通知）の趣旨を変更することは予定していません。
3	リースに係る改訂に関する意見【23 件】 ・ 少額リースに係る簡便的な取扱いが維持されるか否かに関する質問 ・ 「繰延運営費交付金（資産）」の計上が認められる対象、「リースとして計上する『減額された使用料による貸借取引』」の対象を問う質問 ・ 基準改訂前のリース取引の処理等に関する質問 ・ 個別の取引に係るリースの判別に関する質問 （土地、建物等の不動産の賃貸借、農地等の非償却資産の賃貸借、法人が有する海外事務所における契約、委託研究契約において大学等が研究委託費で取得した固定資産等の取扱い） ・ 個別のリースに係る会計処理に関する質問 （土地、建物等の不動産の賃貸借、農地等の非償却資産の賃貸借、自動更新契約を伴う契約等の取扱い）	・ 短期リース及び少額リースに係る簡便的な取扱いについては、引き続き「Q & A」において規定する予定です。 ・ 個別の取引に係るリースの判別、個別のリースに係る会計処理、適用初年度の取扱い等については、今後、必要な事項について「Q & A」において一定の考え方を示す予定です。 ・ 「Q & A」において示されていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準も踏まえつつ、各法人において実態に応じて適切に御判断いただくことを想定しています。

No.	意見等（概要） 注：適用時期修正前の改訂案に対するもの	意見等に対する回答（考え方）（概要）
4	無償で取得した非上場会社の新株予約権の評価方法に関する意見【1件】 既に「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく支援の際に取得済みの新株予約権の取扱いに関する質問	- 今後、必要な事項について「Q&A」において一定の考え方を示す予定です。 「Q&A」において示されていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準も踏まえつつ、各法人において実態に応じて適切に御判断いただくことを想定しています。
5	その他の意見【1件】 反対します（御意見の対象となる改訂事項や理由等の記載無し）	参考意見として承ります。

（注）全ての御意見・御質問を次頁以降に記載。

以上

(別紙)

(注) ※は意見公募（パブリックコメント）に対して提出された御意見【2件】を示している。

勘定科目の名称変更に関する意見【10件】	
1	「資産見返運営費交付金」等を「繰延運営費交付金（資産）」等への名称変更に伴い、当法人の場合はシステム改修や規程改正等の多大な業務負担が発生してしまう。また、今後、財務諸表を内容の推移を比較していく際、名称変更は継続性が保たれていなく、将来的にわかりにくい。法人化後 20 年以上ずっと使用していた勘定科目についても <u>どうしても名称変更しなければならないのか疑問である。</u>
2※	負債の一種であるにもかかわらず、「収益」というのは、 <u>かえって分かりにくいのではないか？</u>
3	令和 7 事業年度から適用としている基準改定について、 <u>適用時期を令和 8 事業年度からとしていただきたい。</u>
4	「資産見返負債」の名称変更の <u>適用時期を令和 8 年度からとしていただきたい。</u>
5	令和 7 年度改正、 <u>令和 8 年度適用とすることはできないか。</u>
6	令和 7 事業年度から適用としているが（リース関係は令和 11 年度）、現在既に令和 7 事業年度中であり、共同WTが各機関からの意見を検討する時間及び各機関が改訂を自機関の会計システム等に反映する時間を考えると、<u>早くても令和 8 事業年度からの適用が適当だと考える。</u> <u>令和 7 事業年度に遡及適用するほど、改訂すべき合理的な理由をお示しいただきたい。</u> また、改訂スケジュールも R7. 2. 27 資料の「独法会計基準改訂に関する検討事項」に記載があったのみと理解しているが他の資料に記載があるか。当該資料では令和 7 年夏に改訂案の了承手続とおおよその記載があるのみで、実際にいつ頃確定予定なのかスケジュール更新版をご提示いただきたい。
7	改訂内容の実施時期について 科目変更により内部規定の改正及びシステム登録等事前準備が必要となるため。
8	令和 7 事業年度から適用とあるが、財政法第 28 条等予算参考書類の作成にあたっても本改訂は適用されるのか。
9	改訂案第 16 の「 <u>重要性が認められる棚卸資産</u> 」について、 <u>国立研究開発法人における運営費交付金、補助金及び寄付金等のほかその他収入を財源としたすべての棚卸資産が該当するか。</u> または「重要性が認められる」については、別に定義が設けられる予定か。または承認手続きが必要になるか。
10	改訂案注解 62 の 8 において、「当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には・・・」という前提が有形固定資産の取得に限定されているが、 <u>無形固定資産、前渡金（流動資産）及び経過勘定（前払費用等）の場合も運営費交付金債務から繰延運営費交付金（●●）に振り替えることは認められないか？</u>

自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金を取り崩さないこととする改訂に関する意見【23件】	
11	中期目標期間中は「自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高等として、主務大臣の承認を経て繰り越された前中期目標期間繰越積立金」の取り崩しを一切認めないといことでしょうか。
12	独法基準改定案のとおり処理した場合、中期目標期間中の各年度においては当該償却資産に係る費用部分が損益均衡しなくなりますが、問題ないのでしょうか。
13	前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額に対応する費用に対して、同積立金の取崩しを行わない、という改訂に合わせて、自己収入のうち受託事業による収入など国の政策に係るものについては、運営費交付金等と同様に損益均衡となるような会計基準に改訂いただきたい。
14	資金の裏付けのない金額に対応する費用に対して、前中期目標等期間繰越積立金の取崩しを行わないとする改訂の適用時期を柔軟に決定できるような経過措置の設定をお願いしたい。
15	例えば改訂後若しくは令和7事業年度以降に自己収入を財源に取得した償却資産に係る減価償却費については取崩しを認めないといった条件を設けることにより、一律に取崩しを認めない形にはしないでいただきたい。
16	自己収入を財源に取得した償却資産の減価償却費について、取崩しをやめるのはR7年度に一律で開始をするのか？R7年度が中期の途中の場合、今中期はR6年度以前と同様の処理を行い、次期中期から取崩しをやめるべきか伺いたい。
17	すでに計上済の自己収入を財源とする資金の裏付けがない繰越積立金について、改正後は取崩しを停止すべきか、それとも新たに積立される分のみを対象とすべきか、ご見解をお聞かせください。
18	当法人は、数年前より現在の中期目標期間が開始し、前中期目標期間繰越積立金を計上しています。当該積立金において、自己収入で取得した固定資産分が含まれており、既に経過した中期目標期間の各年度において減価償却費に見合う金額分を取り崩しています。今後の中期目標期間についても減価償却費に見合う金額分を取り崩すことを想定していましたが、当該基準が適用されるのはR7年度からということで、R7年度の会計処理から反映される（R7年度以降、減価償却費に見合う金額分を取り崩すことができない）理解でよいのでしょうか。
19	現在、貸借対照表に計上されている前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない積立金は今後どのような会計処理になるのか会計基準Q&Aの中で明示していただきたい。また、次期中長期目標期間への切り替わる際に、自己財源で取得した償却資産の減価償却費に見合う積立金の計上を行うのか、同様に会計基準Q&Aにおいて会計処理を明確にしていきたい。
20	令和6年度末時点で積み立てられている「前事業年度繰越積立金」のうち、自己収入を財源に取得した償却資産の減価償却費相当額については、令和7年度にどのような処理を行うことになるのでしょうか。（取崩は行わないが、繰越しは行いう形になるのでしょうか。）
21	改正前からの繰越積立金と改正後発生分を区別して管理・注記するべきか、その場合の勘定科目や注記例を示していただけないでしょうか。

22	当該償却資産に係る費用によって損失が生じた場合、中期目標期間最終年度の利益処分において、前中期目標期間繰越積立金を取り崩し、損失補填すれば良いという趣旨でしょうか。
23	費用が発生した年度では取崩を行わないものの、会計基準第 96 条に基づき <u>中長期目標期間の最後の事業年度において積立金に振り替え、過年度及び当年度に発生した損失累計額を補填するという流れになるか？</u>
24	総務省ホームページ内の第 31 回共同ワーキング・チームにおける配布資料（参考 2－3）「前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しに伴う過大な利益計上」での解説では、取崩をしない場合の表で 4 年目 BS では繰越積立金 400、積立金△200 と記載があり、 <u>前中期目標等期間繰越積立金を減らさず積立金を減じ、中長期期間の最終年度に精算することを意味しているのだと思われますが、中長期期間の初年度で PL 上で利益が発生しなかった場合、積立金が発生せず、この△200 は繰越欠損金処理となってしまうように見受けられます。そのため前中期目標等期間繰越積立金を費用として取り崩すのではなく当期未処理損失（当期未処分利益）を前中期目標等期間繰越積立金から直接減する処理で対応できないか。</u>
25	自己収入財源で獲得した資産の減価償却費分について「前中期目標期間繰越積立金」の取崩しを行わないということは、その分の「前中期目標期間繰越積立金」の残高は減額しないことになるのか。その場合、「前中期目標期間繰越積立金」の残高修正は、どのような時期に、どのようなやり方で行うのか。
26	自己収入を財源に取得したファイナンス・リースの対象資産に係る支払リース料については、 <u>資金の裏付けのある金額として取り崩して差し支えないか</u> ご教示ください。
27	改訂案第 97 第 2 項に規定する「自己収入から生じた前中期目標期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額」には、 <u>債券の期末評価替えにより生じた外国為替差益は含まれず、債券の期末評価替えにより為替差損が生じた場合には、前中期目標期間繰越積立金を取り崩すことができるという理解で良いか。</u>
28	<u>運営費交付金債務等損益均衡が成立する財源にて支払を行い収益化した前払費用等</u> については、 <u>費用化の際に取崩しを行うという理解でよい</u> か。
29	今までは、前中長期資産の減価償却については、P Lに影響が出なかったが、本改正により、各独法全体的に損失（又は当期利益の減少）が生じることとなる。 当該損益は、研究開発法人においては、割合の大きい受託収入財源の資産取得の多寡が増減要因となることとなるが、受託収入が多い研究機関ほど、受託収入による資産取得の前年度比減少により、欠損金が発生する恐れがある。 （自己財源資産の当期総利益への影響額は、当年度自己財源取得資産から当年度までに取得した固定資産の減価償却費であることから、改正により、基本的には損失に大きく振れることとなる。）

	<u>当該欠損金は資金裏付けのない欠損であるが、見かけ上前期の積立金に起因するものとは読み取れず、当期の利益に対応する損失であると誤認され、法人評価への影響が懸念される。財務諸表、及び事業報告書等において、当該損失は前中長期目標期間繰越積立金に起因する損失であることを記載してもよい。</u> 例：当期総損失の内、〇〇〇円は前中長期目標期間繰越積立金見合いの資産の減価償却費等によるものである 等
30	改訂案第 97 第 2 項は行政執行法人も適用という理解でよろしいでしょうか。
31	<u>目的積立金の申請については、通則法第 44 条第 1 項において、「損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるとき」とあるが、当該改正により、申請が困難になると思われる。</u> 例えば、当期総利益に占める内訳が ①現預金利益 100※知財収入等による利益 ②前中長期資産の減価償却 ▲110 であった場合は、現行制度においては取崩しにより利益（100）となるが、改正案においては、損失（▲10）となり、目的積立金申請は行えないこととなるのか。
32	<u>この改訂を行うことで経営努力認定制度の機能が損なわれるため、総務省からの通知文書である「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」などの改訂を合わせて検討いただきたい。</u>
33	次期中期目標期間への積立金の繰越しについて 平成 26 年 6 月 27 日総務省行政管理局（以下、「総務省基準」という）において、自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合には積立金を次期中期目標期間に繰り越すことができると例示されていますが、 <u>今回の独法会計基準改訂は、総務省基準の趣旨に影響を与えるものでしょうか。</u>

リースに係る改訂に関する意見【23 件】	
34	<u>企業会計の新リース会計基準では、少額リースの判定の金額、無形固定資産のリースの考え方など選択適用（適用除外）になっていると思われるが、独法会計基準でも企業会計に倣った判断が可能か伺いたい。</u>
35	独立行政法人が借手となるリース取引について、念のため伺いたいが、独立行政法人会計基準 Q & A の Q33-4 にリース取引の「 <u>簡便的な方法</u> 」は記載されている。改定後の「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 20、22）についても、 <u>同様の少額リース・短期リース契約などについて簡便的な取扱いが認められており、引き続き Q & A の Q33-4 は変更なしと考えるがよい。</u>
36	以下に記載の理由により、<u>企業会計基準と同様に今後も簡便的な取扱いを適用いただきたい。</u> 金額の制限がない場合、軽微なものも全てファイナンス・リースで計上しなければならなくなってしまうと、会計処理や相手企業等への確認

	や書類のやりとり等も含め、実務担当者に非常に煩雑な業務負荷がかかってしまうため。企業会計を踏まえた改訂であるため。(民間企業とのリースだけでなく、地方自治体等からスポットでの土地等の賃借料もある。)
37	適用開始時の期首時点で存在するものがリース計上することになったとしたら <u>少額リースに関する簡便的な取扱い(3M)は独法会計基準第33-2に基づきリース開始時点の金額か、それともその時点の金額なのか。</u>
38	「独立行政法人会計基準の改訂について(案)」の2(2)リースに関する会計処理中「 <u>リース料の支払が費用計上に先行する部分については、「繰延運営費交付金(資産)」の計上を認めることとした。</u> 」とは具体的にどのような処理のことか。
39	「独立行政法人会計基準の改訂について(案)」の2(2)「一方で、 <u>減額された使用料による貸借取引については、リースの定義に該当すると考えられることから、リースとして計上することとした。</u> 」の一文は、どのような取引を想定しているか。
40	<u>適用開始時点で契約が存在しているリースは対象となるのか。</u>
41	「独立行政法人会計基準の改訂について(案)」の3適用時期中「ただし、「独立行政法人会計基準」第33(注解25、26)の規定については、令和11事業年度から適用」となっているが、 <u>令和11事業年度より前に締結したリース契約の会計処理は、Q&A等で示されるのか。</u>
42	リース会計について、 <u>令和11年度から適用すると仮定して、過年度に計上すべきであった「使用権資産」については、特段財務諸表へ計上しなくて良いか。</u>
43	改訂案第33 リースの会計処理 改訂案では、利息相当額を原則として定額法により配分するとあるが、 <u>利息法を適用している場合、適用時期をまたぐ契約についてはどのように処理を行い、財務諸表上記載すべきか。</u>
44	リースに係る利息費用は定額法により費用配分することを原則とするとある。 令和11年度から適用となるが、 <u>適用年度以前に現リース基準で処理したリース取引への適用の有無、適用するならば具体的な経理処理方法を教示して欲しい。</u>
45	リースの会計処理について、 <u>土地・建物等不動産の賃貸借については、リース負債に該当しないという理解でよいか。</u>
46	<u>土地の賃貸借契約について、リース期間を見積もることが出来ない場合、どのような方法で資産額やリース債務額を算出したらいいでしょうか。</u>
47	<u>土地建物の賃借に関して、以下の点をご教示ください。</u> ①改訂案第33の1に「 <u>契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する</u> 」とありますが、3年契約の場合には、 <u>当機構における新リース会計基準適用年度以降の最初の契約更新時に判断することとなり、それまでの間は従前の会計処理によるのでしょうか。</u> また、 <u>自動更新の長期契約の場合、判断はどの時点で行うのでしょうか</u> (期間中に借料変更に伴う変更契約を締結する機会があります)。

	②<u>土地建物の賃借</u>に新リース会計基準を適用する場合における、<u>リース期間の設定方法</u>をご教示ください。 ③改訂案第 33 の 4「独立行政法人が貸手となるリース」について、<u>土地建物の賃貸はオペレーティング・リースと分類し、通常の賃貸借取引による会計処理を行うこととして差し支えないでしょうか。</u>
48	<u>農地等非償却資産にかかる賃貸借契約をした場合、使用権資産として、減価償却費を計上することとなるのか。</u>この場合、<u>每期リース債務の取崩し（リース料の支払い）と共に、例えば交付金により支出した場合は、現行リース会計処理と同様、交付金債務を交付金収益へ振り返ることとなるのか。</u>
49	（改訂案第 33 リースの会計処理）<u>法人が有する海外事務所での契約についても本基準は適用されるのか。</u>
50	弊法人では、<u>委託研究契約において大学等が研究委託費で取得した固定資産を、大学等への帰属を可能としており、弊法人での資産計上を行っておりません。</u>現時点では、<u>改正リース基準を適用しても以下の理由により委託研究契約により大学等が取得した資産はリース取引の対象とはならないと認識しております。</u> ・委託契約を介して独立行政法人がほとんどすべての経済的利益を享受する場合に該当しないため。（経済的利益、とは金銭的な利益を想定しています。） 上記について、お示しいただいた改正リース基準から直接明示的に読み取れるわけではないため、<u>以下の項目について会計基準の本文や難しければQ&A等でも明示的にお示しただけですと幸いです。</u> ・<u>委託研究契約において大学等が取得した固定資産における、リースの対価性について</u>（独立行政法人が経済的利益を享受すると言えない点、したがってリース取引の対象外となる点） ・あるいは「<u>経済的利益</u>」を独法会計基準に照らし合わせても金銭的利益と捉えて問題ないか
51	<u>賃貸借契約において、自動更新契約とすることが多いが、企業会計における新リース基準上（リースに関する会計基準 15 項）、借手が延長オプションを行使（解約オプションを行使しない）することを見込んでリース期間を設定する必要がある。</u>この場合の期間は<u>何に基づいて定めることとなるのか。</u>例えば、中長期計画の期間においては、主務大臣から認可を受けているものであるため、当該期間を延長オプションを行使することが確実な期間として設定することは可能か。 例：（前提）中長期期間：X 1 年度～X 5 年度 契約期間：1 年間（延長オプション行使） ・X 1 年度に契約した場合のリース期間 5 年間（X 1 ～X 5 年度の期間） ・X 3 年度に契約した場合のリース期間 3 年間（X 3 ～X 5 年度の期間）
52	リース期間と中期目標期間の考え方についてお伺いしたい。事例として、オフィスの借館契約の場合、<u>契約自体は1年契約ではあるが、仮に毎年契約更新を行い、10 年間リースをすることが見込まれる場合、リース資産の償却期間は 10 年になることが想定される。</u>10 年間の償却は<u>中期期間を超えて 10 年間リース契約を行うことを意味しており、予算の裏付けがない会計処理を行うことになってしまうことが危惧され</u>

	る。以上のことから償却期間の設定として中期期間を考慮すべきか判断が悩ましいため。
53	【リースに関する会計基準の適用指針(2024年9月_企業会計基準適用指針第33号)】においては、原則として利息相当額は利息法により配分し、使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱いとして、 ・利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法 ・利息相当額の総額を借手のリース期間中の各期に定額法により配分する方法 のいずれかの方法を適用することが認められている。 一方で、<u>変更後の独立行政法人会計基準</u>では、『第33 リースの会計処理』において、『3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、…利息相当額については、リース期間にわたり、原則として定額法により配分する。』とされており、<u>企業会計基準における例外的な取り扱いのうちの後者の方法が、独立行政法人における原則的な処理とされている。</u> <u>この場合、使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、独立行政法人においても前者の「利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法」を適用することができると理解して差し支えないか。</u>
54	リース資産の現在価値の測定について、オペレーティング・リース取引については、貸し手側から内訳の提供がないものと想定されるため、資産計上額、リース債務額、利息額は借り手側で算出することとなる。<u>現在価値の算定方法（利率の根拠、利息計算方法等）について、各法人統一的な方法によることが必要と思われるが具体的な方針はあるのか。</u>
55	新リース会計基準の導入に当たり、 <u>どこまで民間と同じ処理が求められるのか明確にしていきたい。</u>
56	変更後の独立行政法人会計基準では、関連する注記として『<注57>重要な会計方針等の開示について』において、『(8) リースの計上基準』の項目が明記されている。 一方で、<u>【リースに関する会計基準(2024年9月_企業会計基準第34号)】</u>ではリースに関する注記として、例えば借手であれば ①会計方針に関する情報 ②リース特有の取引に関する情報 ③当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報 <u>が求められているが、これについては変更後の独立行政法人会計基準には特段の記載が無いように思われる。</u> <u>この場合、重要な会計方針等の開示以外に、リースに関する注記について、独立行政法人においても企業会計基準と同内容・同水準の注記が求められるということか。それともリースに関する注記自体が不要ということか。</u>

無償で取得した非上場会社の新株予約権の評価方法に関する意見【1件】	
-----------------------------------	--

- | | |
|----|--|
| 57 | <p>弊法人では、科技イノベ活性化法に基づく支援の際に取得原価が1円となる新株予約権（非上場会社）を取得しておりますが、こちらは無償での取得による備忘価額ではなく、譲渡対価を1円と算定した上で1円にて取得したものとなっております。</p> <p>こうした新株予約権については、今回ご提示いただいた改正案の対象（時価評価の省略、注記の対象）に含まれるでしょうか。</p> |
|----|--|

その他の意見【1件】	
------------	--

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 58※ | <p>反対します（意見の対象となる改訂事項や理由等の記載無し）</p> |
|-----|-------------------------------------|

以 上